

○大府市障がい者等相談支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号の規定に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）並びに当該障がい者等の家族及び介護を行う者に対し、相談支援事業（以下「事業」という。）を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

（対象者）

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する障がい者等
- (2) 市内に居住する発達障がい者、発達障がい児及び発達障がいの疑いのある者
- (3) 前2号に掲げる者の家族及び介護を行う者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者相談支援事業
 - (2) 特別相談支援事業
 - (3) 基幹相談支援事業
- 2 障がい者相談支援事業は、対象者からの相談に対し、必要な情報の提供、助言等を行う事業とし、次に掲げる業務を実施するものとする。
- (1) 福祉サービスの利用援助に関する業務
 - (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務
 - (3) 権利の擁護のために必要な援助に関する業務
 - (4) 専門機関の紹介に関する業務
- 3 特別相談支援事業は、前項に規定する障がい者相談支援事業を円滑に実施するため、特に必要と認められる能力を有する職員を配置し、次に掲げる業務を実施するものとする。ただし、当該支援事業は、前条の規定にかかわらず、18歳以上の者並びにその家族及び介護を行う者は、対象者としない。
- (1) 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関する業務
 - (2) 大府市自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関する業務
 - (3) 対象者（18歳以上の者並びにその家族及び介護を行う者を除く。以下この号において同じ。）に対する一貫した相談支援体制の整備状況、対象者のニーズ等を勘案した早期療育システムの推進に関する業務

4 基幹相談支援事業は、法第77条の2に規定する基幹相談支援センターに関する事業で、地域における事業を総合的に行うため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援業務
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組に関する業務
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組に関する業務
- (4) 権利擁護・虐待の防止に関する業務

(実施施設)

第5条 事業を実施する施設又は場所（以下「実施施設」という。）は、大府市又は第2条ただし書の規定により委託した社会福祉法人等が設置したものとし、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 障がい者相談支援事業 大府市ふれ愛サポートセンター内の大府市障がい者相談支援センター（以下「障がい者相談支援センター」という。）並びにあけび苑、東あけび苑、サンサン大府及びワーキングスペースおおぶ（以下「あけび苑等」という。）とする。
- (2) 特別相談支援事業 障がい者相談支援センター
- (3) 基幹相談支援事業 障がい者相談支援センター

(職員の配置)

第6条 実施施設は、事業を実施するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員を常勤で配置しなければならない。

- (1) 障がい者相談支援センター 次に掲げる職員（事業の実施に支障のない範囲において、障害者自立支援法第5条第17項の相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項の障害児相談支援並びに第4条第2号の特別相談支援事業を兼務することができる。）

ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は相談支援専門員のうちいずれか1名以上

イ 臨床心理士又は障がい者等の援助業務の経験を有する者で、市長が必要と認めた者1名

- (2) あけび苑等 社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員又は生活指導員のうちいずれか1名（事業の実施に支障のない範囲において、当該職員が所属する施設において、事業以外の他の業務と兼務することができる。）

(職員の責務)

第7条 実施施設の職員は、事業を利用する者及びその者が属する世帯のプライバシーの保護に配慮するものとし、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 実施施設の職員は、各種研修会、異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、サービス基本台帳の作成、個別サービス計画の策定、生活上困難な状況に置かれている対象者の相談に応じることに関する技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 事業の利用に要する費用は、無料とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。